

# 第12回 横手市優良工事表彰



令和4年7月



横 手 市

# 目 次

1. 令和4年度 第12回 横手市優良工事表彰一覧表 . . .	1
2. 表彰工事の紹介 (受賞団体・受賞者の敬称は省略させていただきます。)	
令和2年度 大森公園テニスコート整備工事 . . . . .	2
令和2年度 市立横手病院改修工事 (建築本体工事) . . . . .	3
令和2年度 市道新関中央線道路新設工事 . . . . .	4
令和3年度 市道上長田赤坂線舗装改修工事 . . . . .	5
令和3年度 横手三本柳地区管渠築造工事 . . . . .	6
3. 横手市優良工事表彰要綱 . . . . .	7

## 令和4年度 第12回 横手市優良工事表彰一覧表

番号	工 事 名	施 工 業 者	監 督 課 (発注課)
1	令和2年度 大森公園テニスコート整備工事	株式会社 吉田建設	都市計画課 (大森地域課)
2	令和2年度 市立横手病院改修工事（建築本体工事）	横手建設・大和組 令和2年度 市立横手病院改修工事（建築本 体工事）特定建設工事共同企業 体	市立横手病院 総務課
3	令和2年度 市道新関中央線道路新設工事	有限会社 珍田建設	建設課
4	令和3年度 市道上長田赤坂線舗装改修工事	伊藤建設工業 株式会社	建設課
5	令和3年度 横手三本柳地区管渠築造工事	有限会社 八伸建設	下水道課

受賞工事名	令和2年度 大森公園テニスコート整備工事
受賞技術者名	大友 貴宏 現場代理人兼監理技術者

【工事概要】

施工場所	横手市大森町字持向 地内	
請負者	住所	横手市雄物川町薄井字下開344番地
	商号	株式会社 吉田建設
	代表者	代表取締役 吉田 昌平
請負金額	¥287,100,000.-	
工事期間	令和2年6月19日 ~ 令和3年4月30日	
概要	基盤整備（施設撤去工、敷地造成工） 1式 植栽（植栽工） 1式 施設整備（雨水排水設備工） 1式 グラウンドコート整備工（グラウンド・コート舗装工 外） 1式	

【表彰理由】

情報共有システム（ASP）を導入し、インターネット上で迅速に工事打合せ簿等の帳票の交換を行うことで、スケジュール管理や業務の効率化を図りつつ、昨今のコロナ禍における対面による感染リスクを最小限に抑えた。  
 また、グラウンド・コート舗装工において、3D-MC(3次元マシンコントロール)建機を用いたことにより、安定した品質及び出来形の確保、作業効率の向上、省人化がなされるなど、先進的な取り組みが実施された。

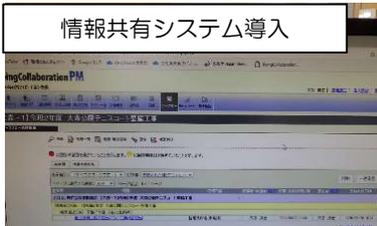


着工前



完成

情報共有システム導入



政務 課 表		工 事 進 捗 表	
項目	内容	項目	内容
1	...	1	...
2	...	2	...
3	...	3	...
4	...	4	...
5	...	5	...
6	...	6	...
7	...	7	...
8	...	8	...
9	...	9	...
10	...	10	...

3D-MC建機による施工



【受賞にあたって一言】

この度、横手市優良工事表彰を賜り誠にありがとうございます。これもご指導をいただいた監督職員の方々をはじめ、関係各位のご理解とご協力によるものと心より感謝申し上げます。  
 当工事では、特にテニスコートに要求される高い精度を確保するため、施工方法及び施工管理を重点に配慮し施工しました。  
 この受賞を励みに、今後もさらなる技術と品質の向上に取り組み、地域の皆様に貢献できるよう努力してまいります。

受賞工事名	令和2年度 市立横手病院改修工事（建築本体工事）
受賞技術者名	工藤 一貫 現場代理人兼監理技術者

【工事概要】

施工場所	横手市根岸町5番31号	
請負者	商号	横手建設・大和組 令和2年度市立横手病院改修工事（建築本体工事）特定建設工事共同企業体
	構成	代表 横手建設 株式会社 代表取締役 武茂 広行 株式会社 大和組 代表取締役 大和 康範
	技術者	現場代理人兼監理技術者 横手建設 株式会社 工藤 一貫 主任技術者 株式会社 大和組 柴田 正喜
請負金額	¥443,061,300.-	
工事期間	令和2年6月2日 ～ 令和3年8月31日	
概要	増築工事（公園口キャノピー、エントランス防雪壁）	1式
	外部改修工事（A・B棟外壁タイル補修、屋上防水等）	1式
	内部改修工事（A棟厨房、売店、A・B棟浴室、B・C棟出入口止水板、内部サイン等）	1式
	更新工事（受水槽、オイルタンク、A棟小荷物専用昇降機、B棟エレベーター、キュービクル、厨房機器）	1式
	外構工事（公園口廻り舗装）	1式

【表彰理由】

病院機能の継続や新型コロナウイルス感染症対策を厳重に実施する必要がある施工条件であったが、綿密な施工計画と工程管理及び病院関係者との連絡調整や感染症対策が徹底されたことで診療への影響を最小限に抑えた。病院内外への騒音・振動対策として無振動ドリルの使用や矢板打込み作業を圧入工法とするなど工夫がみられた。また、工事エリアに仮間仕切り壁を設置し、粉じん、臭気対策を行うなど、病院利用者及び関係者への配慮がなされた。

公園口キャノピー完成



病棟浴室 完成



厨房（調理室）完成



無振動ドリルを用いた穿孔作業



圧入工法による山留め矢板打設



仮間仕切りによる粉塵・臭気対策



【受賞にあたって一言】

この度は優良工事表彰を賜り誠にありがとうございます。監督職員の皆様、工事に対してご協力いただいた病院関係者の皆様に感謝申し上げます。  
本工事は病院運営がされている中での工事であったため、病院利用者への配慮、綿密な工程計画の立案、病院や別途工事業者との作業調整、感染症対策の徹底に重点を置いて工事を進め、竣工を迎えることができました。  
今回の受賞を励みに、さらなる技術力の向上に努めてまいりたいと思います。

受賞工事名	令和2年度 市道新関中央線道路新設工事
受賞技術者名	高橋 綾香 現場代理人

**【工事概要】**

施工場所	横手市増田町増田字中町 地内	
請負者	住所	横手市増田町増田字縫殿138番地3
	商号	有限会社 珍田建設
	代表者	代表取締役 珍田 正輝
請負金額	¥25,121,800,-	
工事期間	令和3年3月23日 ~ 令和3年10月29日	
概要	施工延長	181.5m
	側溝工	269m
	集水柵工	11箇所
	縁石工	114m
	歩道路盤工	305m <sup>2</sup>
	下層路盤工	803m <sup>2</sup>
	上層路盤工	12m <sup>2</sup>

**【表彰理由】**

増田まんが美術館と増田伝統的建造物群保存地区を結ぶ回遊路線として、観光客や通学する児童生徒等の安全確保を目的に実施した道路新設工事であった。  
 保育園やまんが美術館、寺院などの近隣施設や地元住民との連絡調整を密に図り、騒音低減対策を実施することで近隣トラブルなく竣工した。  
 また、女性技術者の配置や女性専用トイレの設置、児童の登下校時における誘導や保育園児との交流会を開催するなど建設業のイメージアップに貢献した。

着工前



完成



防塵ネットの設置



児童の登下校の誘導



保育園児との交流会



**【受賞にあたって一言】**

今回の受賞にあたり、たくさんのサポートをしてくださった皆様、やさしく見守ってくださった地域の方々、一緒に頑張ってくれた会社の仲間たちに感謝いたします。  
 街中での施工だったため、気配りを大切にし、女性のいる建設現場の明るさや楽しさを沢山アピールできた現場だったと思います。  
 これからも私たちが創った道を通るたびにみんなの楽しい思い出が重なり、地元の皆様の愛着のある道路になっていくことを願っております。

受賞工事名	令和3年度 市道上長田赤坂線舗装改修工事
受賞技術者名	金田 基 現場代理人兼主任技術者

【工事概要】

施工場所	横手市赤坂字下後野 地内	
請負者	住所	横手市大町5番19号
	商号	伊藤建設工業 株式会社
	代表者	代表取締役 中村 清昭
請負金額	¥62,315,000.-	
工事期間	令和3年6月22日 ~ 令和3年10月29日	
概要	施工延長	855.0m
	路面切削工	7,230m <sup>2</sup>
	路上再生工	7,140m <sup>2</sup>
	アスファルト舗装工	7,230m <sup>2</sup>
	区画線工	2,520m

【表彰理由】

大型商業施設が近接した交通量の多い路線であり、片側交互通行による施工となるため、工事着手前に社内検討会を実施のうえ、細部にわたる施工計画書を作成した。その結果、施工中の渋滞の発生がなく、出来形管理や品質管理が非常に優れており、社内検査体制も確立されて十分に機能していた。  
路上路盤再生の施工時における付近の家屋や田畑へのセメント飛散対策や開放時の道路粉塵・飛石対策を徹底するなど周辺環境への配慮が随所にみられた。

完成（起点側）



完成（終点側）



社内検討会



交通誘導警備員の配置



路上再生工



セメント飛散対策（道路粉塵・飛石対策）



【受賞にあたって一言】

この度は、栄誉ある優良工事表彰を賜り誠にありがとうございます。  
本工事では交通事故防止対策とセメント飛散による農作物への被害対策を最重要課題として取り組み、無事故・無被害で完成することができました。横手市様はじめ、地域住民の皆様のご理解とご協力の賜物であると感謝いたします。  
今回の受賞を励みに更なる安全・品質・技術の向上に努め、未来へ通じる道づくりに貢献したいと思います。

受賞工事名	令和3年度 横手三本柳地区管渠築造工事
受賞技術者名	横手市優良工事表彰要綱に基づき表彰対象外

【工事概要】

施工場所	横手市三本柳字寺田地内 外	
請負者	住所	横手市赤川字村北荒堰間176番地1
	商号	有限会社 八伸建設
	代表者	代表取締役 田中 義広
請負金額	¥36,487,000.-	
工事期間	令和3年7月6日 ~ 令和3年12月17日	
概要	路線延長	補助 単独
	管布設工 (PRPφ150mm)	202.90m 89.95m
	(PRPφ200mm)	151.20m 83.15m
	マンホール工 (1号人孔)	42.55m 3.95m
	小型マンホール工 (b37)	8箇所 4箇所
	取付管及び樹工	1箇所 1箇所
	付帯工	2箇所 4箇所
	1式 1式	

【表彰理由】

交通量の多い県道改良工事に伴う施工であり、関連工事（道路工事・水道工事）との工程調整など、制約を受ける難易度の高い施工条件であったが、事業間調整や問題解決に向け率先して取り組むことにより、トラブルなく竣工した。マンホール吊り上げ専用金具の使用や施工管理ソフトの活用による測量・準備工の作業軽減といった工夫がなされ、また、既設道路構造物の点検・保全に加え草刈り・除雪対策等、周辺環境への配慮に優れていた。

 <p>着工前</p>	 <p>完成</p>
 <p>着工前</p>	 <p>完成</p>
 <p>施工状況</p>	 <p>創意工夫（施工管理ソフト）</p>
 <p>吊り上げ金具</p>	

【受賞にあたって一言】

この度は、優良工事表彰の栄誉を賜りありがとうございます。工事にあたりご指導賜りました発注者当局並びに関係各位の皆様、地域住民の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。  
市民生活に深く関わる下水道工事において、高く評価いただいたことは大変光栄であります。今後も本受賞を励みとして良質な工事の施工に努めてまいります。

# 横手市優良工事表彰要綱

## (目的)

第1条 この告示は、市が発注した建設工事のうち特に優れたものを施工した請負業者及び技術者を表彰することにより、その建設技術の向上を図り、もって市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項の建設工事
- (2) 請負業者 法第2条第3項の建設業者で、市が発注した建設工事を請け負ったもの
- (3) 現場代理人 法第19条の2第1項の現場代理人
- (4) 主任技術者 法第26条第1項の主任技術者
- (5) 監理技術者 法第26条第2項の監理技術者

## (表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優良工事表彰
- (2) 優良技術者表彰

## (優良工事表彰の対象)

第4条 優良工事表彰の対象となる建設工事（以下「優良工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 表彰を実施する年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成し、かつ、1件の請負金額が300万円以上のもの
- (2) 横手市工事成績評定要領（平成17年横手市訓令第48号）に基づく評定において「優れた工事」と評価されたもの

## (優良技術者表彰の対象)

第5条 優良技術者表彰の対象者（以下「優良技術者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 優良工事に係る現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、工事監督の中心となった者
- (2) 表彰対象年度の3月31日現在において優良工事の請負業者に2年以上継続して勤務している者
- (3) 表彰日現在において当該請負業者に雇用されている者

## (推薦)

第6条 建設工事を主管した課室所等の長は、優良工事のうち他の模範となる取組みを行ったと認められるものについて、優良工事推薦調書（別記様式）により次条の審査委員会に推薦するものとする。

## (審査委員会)

第7条 前条の規定により推薦された優良工事について客観的に審査を行い、優良工事表彰及び優良技術者表彰の候補者を選考するため、横手市優良工事表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、副市長、総務企画部長、財務部長、農林部長、建設部長、上下水道部長及び契約検査課長をもって組織する。

## (委員長及び副委員長)

第8条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、横手市副市長事務担任規程（平成19年横手市訓令第16号）に規定する財務部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

- 2 副委員長は、財務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (会 議)

第9条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (表彰候補者の報告)

第10条 委員長は、審査の結果に基づき、表彰候補者を市長に報告しなければならない。

## (表 彰)

第11条 市長は、前条の報告に基づき、被表彰者を決定するものとする。

- 2 表彰は、毎年9月末までに市長が行う。
- 3 被表彰者に対しては、表彰状を授与する。

## (表彰の取消し)

第12条 市長は、被表彰者が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) この告示に基づいて表彰を行った建設工事（以下「表彰工事」という。）において瑕疵があったとき。
- (2) 表彰工事に関して損害賠償請求事由が発生したとき。
- (3) 表彰工事の請負業者が法令違反等により処分を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が表彰にふさわしくない行為があると認めたとき。

## (庶 務)

第13条 審査委員会等の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

## (その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第65号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第78号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

横手市優良工事表彰審査委員会

事務局 契約検査課

